

## 一般社団法人日本歯科審美学会 顧問選出内規

第1条 顧問の選出方法について、定款第44条に基づき、本内規を定める。

第2条 理事長は、代議員の中から若干名を顧問候補者として、常任理事会において協議の上選出し、理事会の議を経て、社員総会の決議によって選任する。

第3条 この内規を改廃する場合は、規則、検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。